

会 議 録

会 議 名	令和3年度山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会																					
開催日時	令和3年11月15日（月）午後3時00分～午後4時30分																					
開催場所	山陽小野田市役所3階第2委員会室																					
出席者	<p><委員></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">小野田心和園</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">医局長</td> <td style="width: 40%;">柴田朋彦</td> </tr> <tr> <td>山陽小野田市民病院</td> <td style="text-align: center;">副院長</td> <td>脇阪敦彦</td> </tr> <tr> <td>長生園</td> <td style="text-align: center;">施設長</td> <td>美濃康之</td> </tr> <tr> <td>小野田老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">施設長</td> <td>糸永小夜子</td> </tr> <tr> <td>地域包括支援センター</td> <td style="text-align: center;">所長</td> <td>荒川智美</td> </tr> </table> <p><事務局></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">高齢福祉課課長 麻野秀明</td> <td style="width: 33%;">高齢福祉課主幹 大井康司</td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> <tr> <td>高齢福祉課係長 原川寛子</td> <td>高齢福祉課主事 樋口 栞</td> <td></td> </tr> </table>	小野田心和園	医局長	柴田朋彦	山陽小野田市民病院	副院長	脇阪敦彦	長生園	施設長	美濃康之	小野田老人ホーム	施設長	糸永小夜子	地域包括支援センター	所長	荒川智美	高齢福祉課課長 麻野秀明	高齢福祉課主幹 大井康司		高齢福祉課係長 原川寛子	高齢福祉課主事 樋口 栞	
小野田心和園	医局長	柴田朋彦																				
山陽小野田市民病院	副院長	脇阪敦彦																				
長生園	施設長	美濃康之																				
小野田老人ホーム	施設長	糸永小夜子																				
地域包括支援センター	所長	荒川智美																				
高齢福祉課課長 麻野秀明	高齢福祉課主幹 大井康司																					
高齢福祉課係長 原川寛子	高齢福祉課主事 樋口 栞																					
欠席者	山口県宇部健康福祉センター 所長 前田和成																					
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢福祉課長あいさつ 2 会長・副会長の選出 3 会長あいさつ 4 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度入・退所者について (2) 被措置者継続判定について 																					
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・レジュメ ・令和2年度の入・退所者について ・令和3年度老人ホーム入所者生活記録報告書 (小野田老人ホーム、長生園、市外施設) ・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会委員名簿 ・山陽小野田市老人ホーム入所者判定委員会規則 																					
結 果	<ol style="list-style-type: none"> 1 について 高齢福祉課長があいさつを行った。 2 について 会長に糸永委員、副会長に美濃委員を選出した。 3 について 糸永会長があいさつを行った。 4 (1) 令和2年度入・退所者について 事務局が資料に沿って報告した。特に質疑はなかった。 																					

4 (2) 被措置者継続判定について

市内の小野田老人ホーム及び長生園の入所者について、要介護認定を受けている者や精神疾患を患っている者、その他気になる者の状況を重点的に両施設長が説明を行った。また、市外施設（博愛園、春光苑）の入所者については事務局が説明を行った。

(質疑)

委員: ある入所者について、暴言や抵抗があり、精神科受診が望ましいが拒否のため受診ができず、居室も散乱し職員が対応に苦慮しているとのこと、このような場合はどのように対応するのか。

委員: 受診の相談があり資料はもらっているが、迎えに行くことができないため連れて来てもらわないと対応ができない。

委員: 受診に連れて行くことは、どうしてもできないのか。

委員: 本人に力があるため、力づくで連れて行くことになってしまう。病院と調整しながら、タイミングを見計らっているが、まだそのタイミングが来ていない。

委員: 例えば、地域包括支援センターが関わる方の中で、受診を拒否される方もいる。家族や施設職員が連れて行こうとした際に本人が暴れ、警察に連絡し、受診に繋がるケースがあるが、暴れることはないのか。

委員: 叩くという行為はあると思う。警察に連絡をすれば解決するだろうが、そこまでしてもいいのか判断ができない。

委員: 職員も対応に苦慮しており、他の入居者への影響もあるため、事務局と相談して今後対応が必要であると思う。

委員: ある入所者について、ほぼ失明状態であるとのことだが、養護（盲人）老人ホームの対象とならないのか。見えないことで、施設での生活はどの程度できているのか。

委員: 目をあけられても、ほとんど見えていない状態。見えない方のための養護老人ホームへの住み替えも考えられないわけではないが、今のところサービスを使いながら生活ができており、本人も困っていない。トイレなど短い距離で昼間であれば一人で行くことができるようになった。市外施設となると、親族が支援できないと考えている。

委員: 本人の安全があるので、状況を見ながら事務局と相談してほしい。

委員: 要介護度が高い方が多くおり、看取りもされているとのことだが、住み替えの検討等どのように対応されているのか。

委員: 入所期間が長くなり、介護度が高くなってしまふ。特定施設なので、ヘルパーサービスで対応している。介護度の高

い方が増え、養護老人ホームの職員で対応するには難しいという状況になると、入院となりそのまま退所になるという流れが多い。今までの流れでは手薄であるため、本人や家族から、もっと重点的に見てほしいという要望があれば、住み替えをしているが、施設にいたいと言われれば特定施設として対応している。

委員：9月に数名住み替えを行った。お金がある方は本人の貯金から、お金がない方は生活保護制度を利用し住み替えを行っている。施設の建物が古く、居室や廊下等も狭いため、介護保険サービスを利用してもらうが、本来の養護老人ホームのあり方とは違うと考えている。昨年から家族や関係機関と相談をしながら、次の施設の申込をしているが、なかなか順番が来ず、今年になって動き出した状況。施設では看取りはしておらず、病院に搬送されて亡くなるか療養型の病棟に移られるか、であるためその手前の「生活」というところで過ごしてほしいという思いがあるため、住み替えの動きをしている。スタッフも潤沢にいる状況でないため、物理的な環境や設備的なもの、医療的行為もできないので、国の制度として特別養護老人ホームは要介護5まで対応できるので、その方がいいと思い動いている。

委員：介護度が高い方のみでなく、精神疾患のある方、その他職員が対応に苦慮しているケースがあるので、住み替えができる方については対応を検討してほしい。施設が2つあり、措置施設であるため、同じような対応ができればいいと思う。

委員：現在入所待ちの方は何名か。

事務局：4、5名はおられる。

委員：住み替えを進めるにあたり、施設の経営もあるので、待機の方がおられることはありがたい。

委員：低所得の方で介護度が高くない方が、いざというときに入所できる施設であるため、うまく回ればいいと思う。

会長：現時点での入所者については、3名今後措置廃止の予定、その他の入所者については継続した入所措置が必要であると決定する。